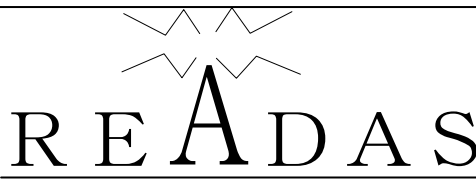


第 5650 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 2月14日 火曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ ふるさと納税と課税

Q：ふるさと納税を今年からしようと思っ
 ています。課税されることもあると聞きました。
 どうなっているのですか？

A：特産品に係る経済的利益は一時所得に
 該当します。

【解説】

ふるさと納税をすると、謝礼として特産品
 がもらえるということで、人気になっていま
 すが、このふるさと納税の特産品の課税関係
 は、国税庁の質疑応答事例で次のように取り
 扱うこととしています。

ふるさと寄附金の謝礼として受ける特産品
 に係る経済的利益は、所得税法第9条に規定す
 る非課税所得のいずれにも該当せず、また、
 地方公共団体は法人とされていますので、法
 人からの贈与により取得するものと考えられ
 ますことから、特産品に係る経済的利益は一時
 所得に該当します。課税対象となる一時所
 得の金額は、次の算式で計算した金額です。
 一時所得の金額＝総収入金額－特別控除額
 (最高50万円)

課税対象となる金額＝一時所得の金額×1/2

したがって、総収入金額(特産品に係る経済
 的利益)が50万円を超えると一時所得が発生
 し、原則として、確定申告が必要になります。

特産品に係る経済的利益は時価で評価しま
 すので、金額は、自治体に問い合わせをする
 ことになるのですが、仮に特産品の価額
 が寄付金の50%とすると100万円以上の寄付
 をした人が対象になることとなります。

でも、これって結構な金額ですよ。

